美波町国民保護計画を策定しました

外国からの武力攻撃や大規模テロといった事態が発生した場合に、国民の生命・身体・財産を守り、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が平成16年9月に施行されました。同法では、武力攻撃事態等が発生した際における国・都道府県・市町村等の役割分担や住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置が定められています。また、国・都道府県・市町村は、国民保護措置を的確・迅速に実施できるよう、それぞれが行う国民保護措置の具体的内容や実施体制、関係機関との連携などを定めた国民保護計画をあらかじめ策定することとされており、計画の策定に当たっては、関係機関等で構成される国民保護協議会に諮問することとされています。

これに基づき、町では「美波町国民保護協議会」を設置し、協議会での審議や町民のみなさまのご意見などを踏まえ、県との協議を経て「美波町国民保護計画」を策定しましたので、同法の規定に基づき、策定した「美波町国民保護計画」を公表します。

本計画は、第1編総論、第2編平素からの備えや予防、第3編武力攻撃事態等への対処、第4編復旧等、第5編緊急対処事態への対処からなり、美波町役場ホームページ上で公表しています。また、役場消防防災課及び由岐支所に置いてありますので、閲覧を希望される方は職員に申し出てください。

お問い合せ先　役場消防防災課（☎77－3619）　支所総務室（☎78－2211）

土砂災害警戒情報の発表地域名

平成十九年六月一日から徳島地方気象台と徳島県が共同で土砂災害警戒情報を発表するようになりました。

土砂災害警戒情報は、がけ崩れや土石流による土砂災害の発生する危険度が高まった時に発表する情報で、住民の皆さんが自主避難する際の参考となる情報です。この情報は、市町村や旧市町村を単位として、下表の発表対象地域名で発表します。この情報をテレビやラジオ、インターネットで見たり・聞いたり、市町村から連絡があった場合は、がけ崩れや土石流の危険がある場所から避難してください。

■お問い合わせ
徳島地方気象台防災業務課
☎〇八八―六二六―〇六七六

市町村名	旧市町村名	発表対象地域名	読　み　仮　名
美　波　町	由　岐　町	美波町由岐地域	みなみちょうゆきちいき
	日　和　佐　町	美波町日和佐地域	みなみちょうひわさちいき

（注）発表対象地域名に地域と付いているのは、旧町名の住所表記が残っていないところです。
　　また、テレビやラジオでは、地域等を省略した地域名で放送される場合があります。

8月は「電気安全使用月間」です

夏季は、皮膚の露出部分が多くなり、発汗により皮膚がぬれて電気が通りやすくなります。また、疲労から注意力が散漫になりがちで、感電などの電気事故は、夏季（七～九月）に集中して発生しています。

そのため、八月を「電気使用安全月間」とさだめ、経済産業省主唱のもと、電気使用安全の周知・啓発のため街頭キャンペーン、電気安全講習会の開催、電気設備の点検や不良設備の改修促進などの活動を行っています。

■財団法人 四国電気保安協会
徳島支部（牟岐事業所）
TEL（〇八八四）七二―三二六八